

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次の通り提案書の提出を求めます。

平成25年6月6日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

農業・農地を活かしたまちづくり事業実施に伴う地域の合意形成及び計画の策定委託

#### (2) 業務内容

世田谷区喜多見4・5丁目において東京都の補助事業である「農業・農地を活かしたまちづくり事業」による支援を受け、農業・農地を活かしたまちづくりを実施していくにあたり、地域住民への説明会、ワークショップの実施や、推進協議会の設立・運営を行い、実施計画を策定する。

地域住民・団体への事業説明会の実施

ワークショップの開催(三回)

推進協議会の設立、開催

地区の現状及び情報収集

成果品(データ提出)

#### (3) 履行期間

平成25年7月下旬から平成26年3月(予定)まで

### 2 参加資格

提案書提出時において、次の要件を全て満たす法人であること。

(1) 他自治体及び官公庁において、過去3年間で類似業務(農業・農地に関する事業の地域住民への説明会やワークショップの実施、協議会の立ち上げ、実施計画書の作成等)の実績があること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を受けていないこと。

(3) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(4) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

### 3 提案書の提案者を選択するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみ行う。

### 4 提案書を特定するための評価基準

#### (1) 実施体制

- ( 2 ) 類似業務の実績
- ( 3 ) 業務内容に対する理解度
- ( 4 ) 業務内容に対する企画提案
- ( 5 ) 見積内容の妥当性

## 5 手続等

### ( 1 ) 担当部課

世田谷区産業政策部都市農業課 担当 大川、黒沼  
住所〒154 - 0004 世田谷区太子堂2 - 16 - 7  
TEL03 - 3411 - 6658 FAX03 - 3411 - 6635

### ( 2 ) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間

平成25年6月6日(木)～6月14日(金)午後4時まで

交付場所

上記(1)に同じ

交付方法

希望者に無償配布する。

(受付時間：午前8時30分～午後5時まで 土日祝日除く)

### ( 3 ) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

受領期限

平成25年6月14日(金)午後4時まで

提出場所

上記(1)に同じ

提出方法

持参に限る

### ( 4 ) 提案書の受領期限、提出場所及び方法

受領期限

平成25年7月5日(金)午後4時まで

提出場所

上記(1)に同じ

提出方法

持参に限る

## 6 その他

- ( 1 ) 提案書作成に要する費用は参加者の負担とする。
- ( 2 ) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- ( 3 ) 契約保証金 免除
- ( 4 ) 契約書作成の要否 要
- ( 5 ) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約に

より締結する予定の有無 無

- ( 6 ) 提案書の提出後に 2 の資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- ( 7 ) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 5 ( 1 ) と同じ
- ( 8 ) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- ( 9 ) 提出された参加表明書及び提案書は返還しない。
- ( 10 ) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- ( 11 ) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は失格とする。
- ( 12 ) 詳細は説明書による。